

ひゅうが暮らしづくりリフォーム支援事業

交付申請等の要件について
(交付申請の手引き)

令和7年4月16日

日向市 建設部建築住宅課

日向市ホームページ <https://www.hyugacity.jp/>
> くらし・手続き > 住まい > 住宅リフォーム

問い合わせ先 日向市建設部建築住宅課 住宅政策係
電話 0982-66-1032

目次

本事業について	．．．	2
事業名称	．．．	2
補助対象事業	．．．	2
補助対象事業の要件等	．．．	3
① 耐震診断	．．．	3
② 耐震改修	．．．	4
③ 耐風診断	．．．	5
④ 耐風改修	．．．	6
⑤ 危険ブロック塀等除却	．．．	7
⑥ 省エネ等リフォーム	．．．	8
補助対象経費・補助金の額	．．．	9
省エネ等リフォームの補助対象となる基準等	．．．	10
a) 省エネルギー化改修	．．．	10
i) 開口部の断熱改修	．．．	10
ii) 外壁、屋根、天井又は床の断熱改修	．．．	10
iii) エコ住宅設備の設置	．．．	11
b) 子育て対応改修	．．．	12
i) 設備設置工事	．．．	12
ii) キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事	．．．	13
c) バリアフリー改修	．．．	14
d) 木質化改修	．．．	15
申請手続き	．．．	16
交付申請	．．．	17
事業計画の変更	．．．	20
完了報告	．．．	21
補助金の請求	．．．	23

【本事業について】

ひゅうが暮らしづくりリフォーム支援事業は、地震や台風の際の被害の軽減を図るため、木造住宅の耐震診断や改修、住宅の屋根耐風診断や改修、危険ブロック塀等除却工事を促進し支援するとともに、2050年のカーボンニュートラルや少子高齢化が進む現状を踏まえ、住宅の省エネルギー化や子育て世帯の家事負担軽減に資する設備の設置、バリアフリー化、木質化の改修工事に対して支援する事業です。

【事業名称】

ひゅうが暮らしづくりリフォーム支援事業

【補助対象事業】

本事業の補助対象となる事業(以下、「補助対象事業」という。)は、次の①から⑥です。
事業に着手していないもので、原則、申請した年度の2月末日までに完了するものが補助対象になります。
補助金の交付申請は、補助金の交付の対象となる方(以下、「補助対象者」という。)または委任を受けた代理者が行います。

- ① 耐震診断
- ② 耐震改修
 - a) 耐震改修工事
 - b) 一次耐震改修工事(段階的耐震改修工事)
 - c) 二次耐震改修工事(段階的耐震改修工事)
- ③ 耐風診断
- ④ 耐風改修
- ⑤ 危険ブロック塀等除却
- ⑥ 省エネ等リフォーム
 - a) 省エネルギー化改修
 - b) 子育て対応改修
 - c) バリアフリー改修
 - d) 木質化改修

【補助対象事業の要件等】

補助対象事業の要件、補助対象となる住宅（以下、「補助対象住宅」という。）等、及び補助対象者については次の①から⑥のとおりです。

① 耐震診断

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅について、耐震診断士^{*1}が行う耐震性能に関する診断^{*2}

（事業の要件）

本市に本店等を有する建築士事務所が請負契約に基づき行うもので、同事務所に所属する耐震診断士が診断するもの

（補助対象住宅）

市内にある旧耐震木造住宅^{*3}で、次を満たすもの

- ・ 在来軸組構法、桝組壁構法又は伝統的構法で建築されたもの^{*4}で、2階建て以下のもの^{*5}
- ・ 併用住宅の場合は、居住の用に供する部分が延べ面積の2分の1を超えるもの
- ・ 賃貸借の用に供するものでないもの
- ・ 法人その他の団体又は国、地方公共団体その他の公的機関が所有又は管理するものでないもの

（補助対象者）

補助対象住宅の所有者または居住者で、次を満たす者（居住者の場合は、所有者の同意を要す）

- ・ 市税及び国民健康保険税を滞納していない者
- ・ 日向市暴力団排除条例第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団関係者でない者

*1 耐震診断士とは、宮崎県木造住宅耐震診断士として県に登録された建築士で耐震診断を行う者をいう。

*2 診断は、宮崎県が定める宮崎県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき行うものとする。

*3 旧耐震木造住宅とは、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工し、現に完成している木造住宅をいう。

*4 国土交通大臣の特別な認定を得た工法によるものを除く。

*5 地上階数が2以下のもの（地階があるものを除く）

② 耐震改修

次の耐震改修工事、一次耐震改修工事又は二次耐震改修工事

a) 耐震改修工事

耐震診断の結果、上部構造評点の最小値(以下「評点」という。)が 1.0 未満の旧耐震木造住宅^{*1}を、耐震補強設計^{*2}により評点を 1.0 以上に耐震補強する工事

b) 一次耐震改修工事（段階的耐震改修工事）

耐震診断の結果、評点が 0.7 未満の旧耐震木造住宅^{*1}を一次補強設計^{*3}により、評点を 0.7 以上 1.0 未満に耐震補強する工事

c) 二次耐震改修工事（段階的耐震改修工事）

一次耐震改修工事を完了した旧耐震木造住宅^{*1}を二次補強設計^{*4}により、評点を 1.0 以上に耐震補強する工事

（事業の要件）

本市に本店等を有する事業者が、請負契約に基づき行うもので、次を満たすもの

- ・本市に本店等を有する建築士事務所に所属する耐震診断士が、耐震補強設計又は一次補強設計若しくは二次補強設計を行ったもので、かつ、工事監理を行うもの

（補助対象住宅）

①の耐震診断に同じ

（補助対象者）

①の耐震診断に同じ

*1 地盤の総合評価に注意事項がないものに限る。

*2 耐震補強設計とは、耐震診断の結果、評点が 1.0 未満の木造住宅について、耐震性能を向上するために耐震診断士が計画し、一般財団法人日本建築防災協会が定める「一般診断法」、「精密診断法」又はこれらと同等と認められる診断法によりその評点が 1.0 以上であることを確認した補強設計をいう。

*3 一次補強設計とは、耐震診断の結果、評点が 0.7 未満の旧耐震木造住宅について、段階的に耐震性能を向上するために耐震診断士が計画し、一般診断法等によりその評点が 0.7 以上 1.0 未満であることを確認した補強設計をいう。

*4 二次補強設計とは、一次補強設計を完了した旧耐震木造住宅について、段階的に耐震性能を向上するために耐震診断士が計画し、一般診断法等によりその評点が 1.0 以上であることを確認した補強設計をいう。

③ 耐風診断

かわらぶき技能士^{*1}、瓦屋根工事技士^{*2} 又は瓦屋根診断技師^{*3}（以下、「かわらぶき技能士等」という。）が、告示基準^{*4} への適合を確認するために行う住宅の瓦屋根^{*5} の診断

（事業の要件）

本市に本店等を有する事業者が請負契約に基づき行うもので、同事業者に在籍するかわらぶき技能士等が診断するもの

（補助対象住宅）

市内の DID 地区等^{*6}にある住宅で、次を満たすもの

- ・令和 3 年 12 月 31 日以前に着工された住宅で瓦屋根のもの
- ・併用住宅の場合は、居住の用に供する部分が延べ面積の 2 分の 1 を超えるもの
- ・賃貸借の用に供するものでないもの
- ・法人その他の団体又は国、地方公共団体その他の公的機関が所有又は管理するものでないもの

（補助対象者）

補助対象住宅の所有者または居住者で、次を満たす者（居住者の場合は、所有者の同意を要す）

- ・市税及び国民健康保険税を滞納していない者
- ・日向市暴力団排除条例第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 3 号の暴力団関係者でない者

*1 かわらぶき技能士とは、職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)に基づき実施されるかわらぶき技能検定試験に合格した者をいう。

*2 瓦屋根工事技士とは、一般社団法人全日本瓦工事業連盟の実施する試験に合格し、認定された者をいう。

*3 瓦屋根診断技士とは、一般社団法人全日本瓦工事業連盟の実施する講習を受講し、認定された者をいう。

*4 告示基準とは、屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を定める件（昭和 46 年建設省告示第 109 号）による基準をいう。

*5 瓦屋根とは、粘土瓦、プレスセメント瓦で施工された屋根をいう。

*6 DID 地区等とは、国勢調査による人口集中地区及び区域内の住宅の密度が 1 ヘクタール当たり 30 戸以上となる 5 ヘクタール以上の区域(区域内住宅戸数が 300 戸以上の区域に限る。)をいう。

④ 耐風改修

告示基準に適合していない瓦屋根の全てを、同基準に適合するように行う住宅の瓦屋根の改修工事

(事業の要件)

本市に本店等を有し、かわらぶき技能士等が在籍する事業者が請負契約に基づき行うもの

(補助対象住宅)

③の耐風診断の場合の要件に加え、次を満たすもの

- ・耐風診断の結果、告示基準に適合していないと診断されたもの（瓦の脱落や浮き上がりその他危険な状況が発生し、明らかに同基準に適合していないと市長が認める場合を除く）

(補助対象者)

③の耐風診断に同じ

* 用語については、③の耐風診断の項を参照

⑤ 危険ブロック塀等除却

健全性が確保されていないこと^{*1}その他について、市が現地状況を確認した補強コンクリートブロック造の塀又は組積造の塀(以下「ブロック塀等」という。)で、次の要件を満たすもの(以下「危険ブロック塀等」という。)の除却^{*2}

- ・連続するブロック塀等の全部又は一部が、市内の小学校敷地の境界線から 500m 以内の範囲にある児童の通学路、又は津波想定浸水区域内の避難路^{*3}(以下「通学路等」という。)に面するもの^{*4}。
- ・ブロック塀等の通学路等からの高さ又は擁壁等の上に築造するブロック塀等で当該擁壁等とブロック塀等を合計する高さが 140cm 以上あるもの^{*5}。

(事業の要件)

敷地内の危険ブロック塀等の全てを除却するもの、又は除却後の危険ブロック塀等の高さを 80cm 以下とするもの^{*6}で、本市に本店等を有する事業者^{*7}が請負契約に基づき行うもの^{*8}ただし、次の部分は補助対象とならない。

- ・基礎及び地中に埋設する部分
- ・土留めとなる部分又は危険ブロック塀等が擁壁等の上に築造される場合の当該擁壁等の部分
- ・危険ブロック塀等に付帯するフェンス、門柱^{*9}、門扉、目隠し等の部分

(補助対象となる危険ブロック塀等)

市内にある危険ブロック塀等で、次を満たすもの

- ・危険ブロック塀等に係る敷地^{*10}、又は当該敷地にある建築物の延べ面積の 2 分の 1 を超える部分を、収益を得るために供していないこと
- ・法人その他の団体又は国、地方公共団体その他の公的機関が所有又は管理するものでないもの

(補助対象者)

補助対象となる危険ブロック塀等の所有者で、次を満たす者

- ・市税及び国民健康保険税を滞納していない者
- ・日向市暴力団排除条例第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 3 号の暴力団関係者でない者

*1 一般財団法人日本建築防災協会「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」による。

*2 除却とは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）第 2 条第 3 項第 1 号の規定により解体し、同条第 4 項の規定により運搬又は処分することをいう。

*3 津波想定浸水区域内の避難路とは、日向市地域防災計画による津波ハザードマップの津波浸水想定区域内にある避難路（日向市地域防災計画による避難所や関連施設等へ通ずる道路で、建築基準法第 42 条に規定する道路及び一般交通の用に供する道）をいう。

*4 通学路等と敷地の境界線より後退する位置にあるもののうち、市長が適当と認めるものは、通学路等に面するものとして取り扱う。

*5 連続するブロック塀等で高さが 140cm 以上である部分と 140cm 未満である部分が混在するものは、140cm 以上あるものとして取り扱う。

*6 現地の状況によりやむを得ないと市長が認めるものに限る。

*7 500 万円未満の除却を請け負う場合で、除却に係る建設業の許可（建設業法別表第 1 の土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第 3 条第 1 項の許可）を有していない場合は、建設リサイクル法による県知事の登録を要す。

*8 補助対象とならない部分を含め、除却後の危険ブロック塀等の安全性が確保されるものに限る。

*9 門柱の構造等が危険ブロック塀等に類似する等の理由により、市長が適当と認めるものを除く。

*10 危険ブロック塀等に係る敷地とは、危険ブロック塀等がある一団の土地をいう。

⑥ 省エネ等リフォーム

住宅についての、下表の a) から d) に該当するリフォーム工事（基準等については P10～P15 を参照）

a) 省エネルギー化改修	i) 開口部の断熱改修	ガラス交換 ^{*1} ／内窓設置 ^{*2} ／外窓交換 ^{*3} ドア交換 ^{*4}
	ii) 外壁、屋根・天井 または床の断熱改修	改修の部位及び断熱材の性能に応じて定める一定量以上の断熱材を使用するもの
	iii) エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム／節水型トイレ 高断熱浴槽 ^{*5} ／高効率給湯器／蓄電池
b) 子育て対応改修	i) 設備設置工事	ビルトイン食器洗機 掃除しやすいレンジフード ビルトイン自動調理対応コンロ 浴室乾燥機
	ii) キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事	
c) バリアフリー改修	手すりの設置／段差解消／廊下幅等の拡張／衝撃緩和畳の設置	
d) 木質化改修	i) 床、壁もしくは天井の内装仕上げ、又は外部軒裏の仕上げ工事 （耳川流域産（調達できない場合は宮崎県内産）の木材を使用）	
	ii) 外構の塀の工事 （耳川流域産（調達できない場合は宮崎県内産）の木材を使用）	

（事業の要件）

本市に本店等を有する事業者が請負契約に基づき行うもので、次を満たすもの

- ・補助対象経費が 100,000 円以上であること
- ・②耐震改修、④耐風改修または⑤危険ブロック塀等除却の補助対象経費と重複しないこと

（補助対象住宅）

市内にある住宅で、次を満たすもの

- ・新築後 1 年以上を経過しているもの
- ・併用住宅の場合は、居住の用に供する部分が延べ面積の 2 分の 1 を超えるもの
- ・賃貸借の用に供するものでないもの
- ・法人その他の団体又は国、地方公共団体その他の公的機関が所有又は管理するものでないもの
- ・過去 5 年以内に本事業による省エネ等リフォームの補助を受けていないもの

（補助対象者）

補助対象住宅の所有者または居住者で、次を満たす者（居住者の場合は、所有者の同意を要す）
ただし、b) 子育て対応改修は、居住者である子育て世帯^{*6}に限る。

- ・市税及び国民健康保険税を滞納していない者
- ・日向市暴力団排除条例の暴力団又は同条第 3 号の暴力団関係者でない者

*1 ガラス交換とは、既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。

*2 内窓設置とは、既存窓の内側に、新たに窓を新設するもの、及び既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換するものをいう。ただし、外皮部分に位置する開口面から屋内側へ 50cm 以内に平行に設置するものに限る。

*3 外窓交換とは、既存窓を取り除き、新たな窓に交換するもの、及び新たに窓を設置するものをいう。

*4 ドア交換とは、既存のドアを取り除き新たなドアに交換するもの、及び新たにドアを設置するものをいう。

*5 ユニットバス工事による高断熱浴槽の設置を補助対象として申請する場合は、当該浴室のバリアフリー改修（手すりの設置、段差解消、出入口幅の拡張）は補助対象とならない。この場合、ユニットバス工事に関する費用を補助対象経費とすることができる（上限あり）。

*6 子育て世帯とは、交付申請日の属する年度の 4 月 1 日時点で 18 歳未満の子を有する世帯をいう。

【補助対象経費・補助金の額】

補助金の交付対象となる経費（補助対象経費）は、上記の補助対象事業に要する費用です。

補助金の額は下表のとおりで、補助対象経費に補助率を乗じて算定し、かつ上限額以下となります。
なお、補助金の額の千円未満は切り捨てとします。

事業の区分		補助率	補助金の上限額 (円)
① 耐震診断		130/136	130, 000
② 耐震改修	a) 耐震改修工事	4/5	1, 000, 000
	b) 一次耐震改修工事	4/5	600, 000
	c) 二次耐震改修工事	4/5	400, 000
③ 耐風診断		2/3	21, 000
④ 耐風改修		23/100	552, 000 かつ 屋根面積(㎡)×24, 000×23/100
⑤ 危険ブロック塀等除却		2/3	104, 000 かつ 危険ブ ^ろ ック塀等の延長(m)×8, 000
⑥ 省エネ等 リフォーム	a) 省エネルギー化改修		300, 000
	i) 開口部の断熱改修	1/5	
	ii) 外壁、屋根・天井ま たは床の断熱改修		
	iii) エコ住宅設備の設置	1/5 (※補助対象経費の 上限額 500, 000 円/設備)	
	b) 子育て対応改修		
	i) 設備設置工事	1/5 (※補助対象経費の 上限額 500, 000 円/設備)	
	ii) キッチンセットの交 換を伴う対面化改修工事	1/5	
	c) バリアフリー改修		
	手すりの設置	1/5 (※補助対象経費の 上限額 25, 000 円/箇所)	
	段差解消 廊下幅等の拡張 衝撃緩和畳の設置	1/5	
	d) 木質化改修		
	i) 床、壁もしくは天井 の内装仕上げ、または 外部軒裏の仕上げ工事	1/5	
	ii) 外構の塀の工事		

【省エネ等リフォームの補助対象となる基準等】

省エネ等リフォームの各工事について、補助対象となる工事や製品の基準等は以下のとおりです。

a) 省エネルギー化改修

a) - i) 開口部の断熱改修

改修後の開口部の熱貫流率が、 $2.3\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下となるよう行う断熱改修を対象とします。^{*1}

ただし、ガラス交換（既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するもの）^{*2*3}においては、下表に示す建具の仕様に応じたガラス中央部の熱貫流率の基準値以下となるものも対象とします。

サッシ仕様	ガラス中央部の熱貫流率の基準値 ($\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$)
木製・樹脂製	1.9
金属とその他材料の複合	1.4
金属製	1.0

a) - ii) 外壁、屋根、天井又は床の断熱改修

熱伝導率が $0.052\text{W}/(\text{m} \cdot \text{K})$ 以下の断熱材を使用するもので、外壁、屋根・天井または床の部位ごとに、下表の最低使用量以上の断熱材を使用した断熱改修工事を対象とします。

施工部分	断熱材最低使用量(単位： m^3 (立米)) ^{*4}	
	熱伝導率 $0.035\text{W}/(\text{m} \cdot \text{K})$ 以上の断熱材を使用する場合	熱伝導率 $0.034\text{W}/(\text{m} \cdot \text{K})$ 以下の断熱材を使用する場合
外壁 ^{*5}	1.6	1.0
屋根・天井	4.0	2.9
床 ^{*6}	2.5	1.2
床（基礎断熱の場合）	0.375	0.18

^{*1} 窓・ドア等の仕様による熱貫流率（性能区分）の参考：「子育てグリーン住宅支援事業 参考資料」

^{*2} 障子枠(ガラス+フレーム)のみを交換し、枠を交換しない、または新たに設置しない場合には、ガラス交換として取扱う。

^{*3} ドアに付いているガラスのみ交換の改修は対象外とする。

^{*4} 熱伝導率 $0.035\text{W}/(\text{m} \cdot \text{K})$ 以上の断熱材と、 $0.034\text{W}/(\text{m} \cdot \text{K})$ 以下の断熱材の双方を用いる場合は、断熱材使用量の算出にあたり、熱伝導率 $0.034\text{W}/(\text{m} \cdot \text{K})$ 以下の断熱材の使用量に1.5を乗じたものを $0.035\text{W}/(\text{m} \cdot \text{K})$ 以上の断熱材の使用量に合算して計算することができる。

^{*5} 一室についての外壁と間仕切り壁の全てを断熱改修する場合は、間仕切り壁を含む。

^{*6} 最上階以外の天井を断熱化した場合は、「床」の断熱材最低使用量を適用する。

^{*} 部分断熱とする場合は、屋内部分の室温差によるヒートショックに注意してください。

a)－iii) エコ住宅設備の設置

各対象設備について、補助対象となる性能や仕様等に関する基準は下表のとおりです。

対象設備 ^{*1}		基準
太陽熱利用システム		強制循環式のもので、「子育てグリーン住宅支援事業」 ^{*2} において登録されているもの
節水型トイレ		大便器で、洗浄水量が 6.5L 以下のもの ^{*3}
高断熱浴槽		湯温降下が 4 時間で 2.5℃以内のもの
高効率給湯器	ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	機器に応じて、それぞれ次の性能を満たすもの ・ふろ保温機能あり：年間給湯保温効率 3.0 以上 ・ふろ保温機能なし：年間給湯効率 3.0 以上
	潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)	機器に応じて、それぞれ次の性能を満たすもの ・給湯単能器、ふろ給湯器：モード熱効率 83.7%以上 ・給湯暖房機：給湯部熱効率 94%以上
	潜熱回収型石油給湯器 (エコフィール)	機器に応じて、それぞれ次の性能を満たすもの ・油だき温水ボイラー：連続給湯効率 94%以上 ・石油給湯機（直圧式）：モード熱効率 81.3%以上 ・石油給湯機（貯湯式）：モード熱効率 74.6%以上
	電気ヒートポンプ・ ガス瞬間式併用型給湯器 (ハイブリッド給湯器)	貯湯タンクを持ち、年間給湯効率が 102%以上のもの
	家庭用燃料電池 (エネファーム)	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が公表する登録機器リストに登録されているもの
蓄電池		定置用リチウム蓄電池で、「子育てグリーン住宅支援事業」 ^{*2} において登録されているもの

^{*1} 「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されているものは、対象に含まれる。製品等が要件を満たすことを確認できる書類の提出については、同事業に登録されていることが分かるものの提出によることもできる。（エネファームを除く）

^{*2} 「子育てグリーン住宅支援事業」は、令和7年4月16日現在、国が実施している事業。

^{*3} 非水洗便器から対象となる節水型トイレへの改修工事についても、補助対象とする。

b) 子育て対応改修

b)- i) 設備設置工事

家事負担の軽減に資する、下表の対象設備について、「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている設備機器であるもの、または、カタログ等により下表の基準を満たすものであることが確認できるものを、補助対象とします。

対象設備* ¹	基準
ビルトイン 食器洗機* ²	電気用品安全法に規定する「電気食器洗機」で、組込型であること。
掃除しやすい レンジフード* ²	次の⑦～⑨のすべてを満たすものであること。 ⑦電気用品安全法に規定する「換気扇」であること。 ⑧レンジフードのファンの形態が「遠心送風機型」であること。 ⑨次の i)～iv)のいずれかの部品を備えている場合にそのすべてが a) または b) の仕様構造になっていること。ただし、機械的構造により、油煙汚れが付着しにくい部品を除く。 i) 整流板 ii) グリスフィルター iii) ファン iv) 油受け皿 a) 工具を使用することなく、使用者が着脱可能であることで、洗い掃除を可能としているもの。 b) レンジフードの清掃の際、水(ぬるま湯)や台所用洗剤によって、油煙汚れを除去し易くする目的で、「はつ油(性)処理」* ³ 、「親水(性)処理」* ⁴ または「ホーロー(琺瑯)処理」* ⁵ のいずれかの表面処理を施したものの。
ビルトイン 自動調理対応 コンロ* ²	JIS S2103:2019 に規定する「ガスこんろ」または、電気用品安全法に規定する「電磁誘導加熱式調理器」のうち、組込型で⑦及び⑧の機能を有すること。 ⑦こんろ部に、設定した温度に自動で調節する自動温度調節機能があること。 ⑧こんろ部またはグリル部に、調理開始から調理終了まで手動で操作を行わず調理する自動調理機能があること。なお、炊飯機能を必須とする。
浴室乾燥機	電気用品安全法に規定する「電気乾燥機」、「電気温風器」、「換気扇」または「ファンコイルユニット及びファン付コンベクター」で、乾燥運転時に、換気運転(換気扇との連動も可)と連動し、温風で浴室内や浴室内に干された衣類の乾燥を行うもの(浴室内の天井または壁に設置されたものに限る。)であること。

*1 「子育てグリーン住宅支援事業」は、令和7年4月16日現在、国が実施している事業であり、製品等が要件を満たすことを確認できる書類の提出については、同事業に登録されていることが分かるものの提出によることもできる。

*2 「キッチンセットの交換を伴う対面化改修」で補助金が交付される場合、本項目は補助の対象とならない。

*3 はつ油(性)処理とは、油分をはじくことで、表面に付着しにくい特徴を有した表面処理をいう。

*4 親水(性)処理とは、水となじむ(親和する)ことで、付着した油分を浮かび上がらせて、汚れを落とし易くする特徴を有した表面処理をいう。

*5 ホーロー(琺瑯)処理とは、表面のガラス質により、表面の平滑性、稠密性が向上することで、油分が染み込まず、落とし易くなる特徴を有した表面処理をいう。

b)-ii) キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事

下表の改修前と改修後の要件を満たす、キッチンセットの交換^{*1}を伴う対面化改修工事を補助対象とします。

なお、改修前に既に対面キッチンであった場合、及びキッチンセットの移設による対面化改修工事は補助対象とはなりません^{*2}。

内容	要件	
	改修前	改修後
必須設備	次のすべてを有するキッチンセット ・シンク（幅300mm×奥行300mm以上で、給排水設備と接続されているものに限る。） ・調理台（シンクまたはコンロと一体的に隣接するもの） ・コンロ（IH クッキングヒーター含む。改修後のコンロ ^{*2} は、埋め込み式に限る。） ・換気設備（コンロ上部にある調理専用のもの）	
レイアウト	右欄の要件を満たさないもの	配置や形状に関わらず、シンク、調理台、コンロにそれぞれ正対して立った位置から、左右90度を見渡した時に、リビングとダイニングの両方またはいずれかの過半を視認することができる位置が2箇所以上あるもの

^{*1} 既存住宅の二世帯住宅への改築等で、既存キッチンとは別に新たに対面キッチンを設置する工事も補助対象とすることができる。この場合は、申請時に既存のキッチンと新たに設置する対面キッチンが確認できる平面図を提出すること。

^{*2} キッチンセットの中で、コンロ（IHクッキングヒーター含む）については、当該の対面化改修に係る工事請負契約日から、4年以内に新品に交換したものを移設する場合も補助対象とすることができる。

c) バリアフリー改修

下表の基準を満たす改修工事を補助対象とします。

対象工事	基準	
	概要	詳細
手すりの設置 ^{*1*2}	便所、浴室、脱衣室、居室 ^{*3} 、玄関、またはこれらを結ぶ経路 ^{*4} に手すりを取り付ける工事	転倒予防、移動や移乗動作のために手すりを取り付けるもので、工事(ネジ等で取り付ける簡易なものを含む。)を伴うものに限る。
段差解消 ^{*1*2}	便所、浴室、脱衣室、居室 ^{*3} 、玄関、またはこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事 ^{*5} (勝手口等の屋外に面する開口の出入口 ^{*6} 、上がり框、浴室の出入口については、段差を小さくする工事を含む)	敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事 ^{*7} をいい、取付けに当たって工事を伴わない踏み台、段差解消板、スロープ等の据え置き等を除く。
廊下幅等の拡張 ^{*1*2}	介助用の車いすで容易に移動するために通路(廊下等)または出入口の幅を拡張する工事	改修部分に応じて、次を満たす工事 ・通路:幅をおおむね750mm以上とするもの ・出入口:幅をおおむね750mm(浴室はおおむね600mm)以上とするもの
衝撃緩和畳の設置 ^{*8}	衝撃緩和畳を新設または入れ替えにより設置する工事	「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されているもの、または、カタログ等により畳床がJISA5917:2018に規定する「衝撃緩和型畳床」と同等以上の性能を有することが確認できる畳を設置するもの。

*1 基準については、平成19年国土交通省告示第407号を参考にしている。(本事業の取扱いについては、下記の*3から*7も参照)

*2 ユニットバスの設置工事により、「a)-iii) エコ住宅設備(高断熱浴槽)の設置」で補助金が交付される場合、本項目は補助の対象とならない。

*3 居室とは、リビングや寝室等継続的に使用する室で、建築基準法の規定によるものをいう。

*4 これらを結ぶ経路に該当する場合は、階段部分の手すりも対象とする。

*5 段差の解消とは、原則、段差を5mm以下とするものをいう。

室や経路の要件を満たす場合は、階段昇降機等を設置する工事も対象とする。(この場合、建築基準法の規定による確認申請が必要となる場合がある。)

*6 勝手口等の屋外に面する開口の出入口については、屋外側の工事(段差を小さくする工事やスロープ工事)も対象とする。

*7 転倒予防、移動や移乗動作のための工事を対象とする。

*8 「子育てグリーン住宅支援事業」は、令和7年4月16日現在、国が実施している事業であり、製品等が要件を満たすことを確認できる書類の提出については、同事業に登録されていることが分かるものの提出によることもできる。

d) 木質化改修

住宅のリフォーム工事または既存住宅敷地内の塀の工事において、下表の要件を満たすものを補助対象とします。

対象工事* ¹		要件
住宅のリフォーム工事	床、壁、天井の内装仕上げ 外部軒裏の仕上げ	左欄の仕上げに、耳川流域産（調達できない場合は宮崎県内産）の木材を使用するもの。なお、関連する見切り材（廻り縁、巾木等）も補助対象とし、建具の出入枠や額縁、造作家具は含まないものとする。
既存住宅敷地内の塀の工事	外構の塀（既存の塀の撤去を伴わないものを含む）	塀を構成する面材または面材に準ずる格子材等（以下、「面材等」という。）に、耳川流域産（調達できない場合は宮崎県内産）の木材を使用するもので、面材等に使用する部分の見付け高さが 500mm 以上のもの。

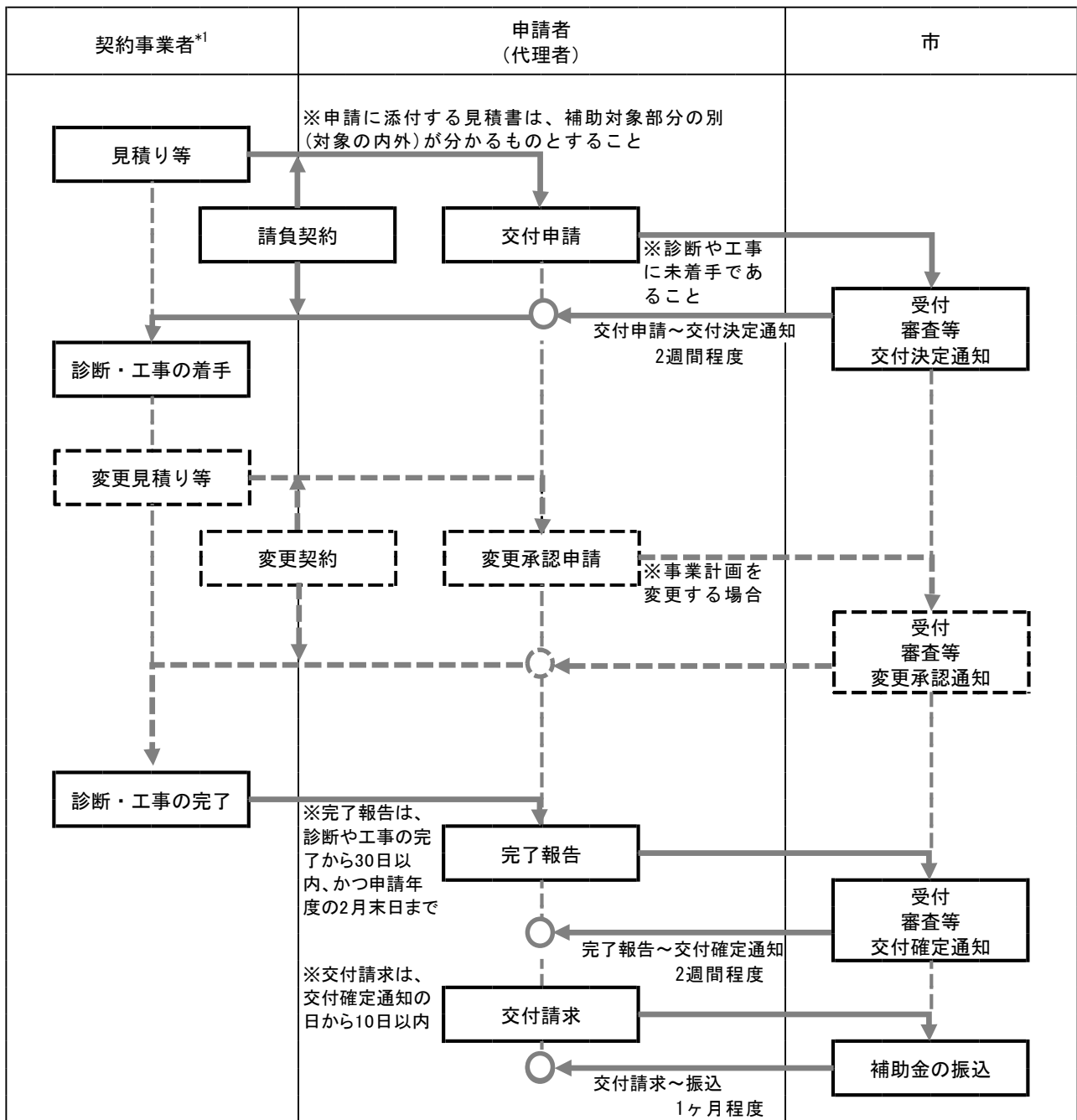
*1 補助対象となる施工部分について、塗装、処理（防腐、防蟻、耐候性処理等）、既存部分の撤去及び下地工事に要する費用も補助対象とする。また、材料費に加工や運搬の費用が含まれない場合は、これらも補助対象とすることができる。

* 木材については、必要に応じて処理等（防腐、防蟻、耐候性処理など）を行ってください。

* 外構の塀については、基礎や支柱等を含めて構造上安全なものとしてください。

【申請手続き】

申請手続きの流れ（概要）は、原則、下図のとおりです。



※通知や振込までの期間は目安です。申請の内容や不備、申請件数、その他の状況によって異なります。

申請手続きのフロー図（概要）

*1 契約事業者とは、要綱第3条に定める請負契約を締結する建築士事務所、建設事業者、耐風診断実施者、耐風改修実施者または解体事業者をいう。

* 予定期間内に完了しないときや事業遂行が困難となるときの「補助事業遅滞等の報告」や、補助対象事業を中止するときの「補助事業中止届」、その他詳細については要綱を参照してください。

交付申請

(提出書類)

交付申請時に提出する書類は、次のとおりです。委任を受けた代理人による提出も可能です。

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 事業計画書（事業の区分ごとに参考任意様式を参照）
- 関係書類 下表の共通の欄の書類、及び事業の区分に応じて記載する書類
（共通の欄の委任状、同意書、確約書については、参考任意様式を参照）

関係書類（交付申請時）

共通（事業の区分によらず共通の書類）	
委任状（権限を委任する場合） 補助事業の実施に関する同意書（危険ブロック塀等除却の場合を除き、申請者と所有者が異なる場合） 補助事業の実施に関する確約書（危険ブロック塀等除却の場合） 補助対象住宅の所有者が確認できる書類（危険ブロック塀等除却の場合を除く）[登記事項証明書等] 補助対象住宅の居住者であることが確認できる書類（申請者が居住者の場合）[住民票等] 補助対象住宅の建築時期が確認できる書類（危険ブロック塀等除却の場合を除く）[登記事項証明書や確認済証の写し等] 日向市税の完納証明書（証明日から1ヶ月以内のもの） 見積書の写し（内訳で、補助対象経費と対象外経費がわかるもの）*1 附近見取図 その他市長が必要と認める書類	
耐震診断	
現況写真（補助対象住宅の外観）	
耐震改修	
現況写真（補助対象住宅の外観） 改修前の耐震診断報告書（診断者の資格を証する書類、診断に要する図面を含む） 改修計画後の耐震診断報告書（図面、補強箇所や金物が分かる書類を含む）	
耐風診断	
現況写真（瓦屋根の全景がわかるもの）	
耐風改修	
現況写真（瓦屋根の全景がわかるもの） 耐風診断報告書（診断者の資格を証する書類、診断結果がわかる写真を含む） 屋根伏図、屋根面積計算書（積算根拠）、改修内容がわかるもの	
危険ブロック塀等除却	
現況写真（沿道の危険ブロック塀等の全景がわかるもの） 配置図・立面図（現況と除却範囲がわかるもの）	
省エネ等リフォーム	
交付申請日の属する年度の4月1日時点で18歳未満の子を有する世帯であることが確認できる書類（子育て対応改修の場合）[住民票等] 現況写真（改修する補助対象部分がわかるもの） 図面（補助対象となる改修内容がわかるもの。詳細について次ページを参照） 使用する製品等が補助対象要件を満たすことを確認できるもの（詳細について次ページを参照）	

※提出書類に不足等がある場合は、受付や交付決定ができないことがありますので、注意してください。

*1 補助事業の区分（複数の申請をする場合）や、リフォームの区分（省エネ等リフォームの場合）ごとの補助対象経費が分かるものとしてください。

(省エネ等リフォームの場合の提出書類について)

省エネ等リフォームの場合の関係書類のうち、「図面」及び「使用する製品等が補助対象要件を満たすことを確認できるもの」については、下表のとおりです。

省エネルギー化改修	
i) 開口部の断熱改修	改修する内容が分かる図面（補助対象とする工事範囲を確認できるもので、平面図や必要に応じて展開図等） 使用する製品の性能、断熱仕様等を確認できるカタログの写し等、または「子育てグリーン住宅支援事業」の対象（メーカーによる対象製品一覧等で可）であることが確認できるもの
ii) 外壁、屋根・天井または床の断熱改修	使用する断熱材の名称と断熱性能、使用する範囲と使用量を確認できる改修計画図面（仕様書や平面図、展開図等）
iii) エコ住宅設備の設置	改修する内容が分かる図面（補助対象とする工事範囲を確認できるもので、平面図や必要に応じて展開図等） 使用する製品の性能や仕様等を確認できるカタログの写し等、または「子育てグリーン住宅支援事業」にて対象であることが確認できるもの。（エネファームにあっては基準としているリストに登録されていることが確認できるもの。）
子育て対応改修	
i) 設備設置工事	改修する内容が分かる図面（補助対象とする工事範囲を確認できるもので、平面図や必要に応じて展開図等） 使用する製品の性能や仕様等を確認できるカタログの写し等、または「子育てグリーン住宅支援事業」にて対象であることが確認できるもの。
ii) キッチンセットの交換を伴う対面化改修	対面キッチン（改修後のレイアウト要件）でないこと、及び必須設備があることを確認できる現況図面（平面図、必要に応じて展開図等） 対面キッチンの要件を満たすこと、及び必須設備があることを確認できる改修計画図面（平面図や展開図、必要に応じて仕様書等）
バリアフリー改修	
手すりの設置 段差解消 廊下幅等の拡張 衝撃緩和量の設置	改修する内容が分かる図面（補助対象とする工事範囲を確認できるもので、平面図や必要に応じて展開図等。段差や幅の基準に関するものは、改修前後の寸法を確認できること。） 衝撃緩衝量の設置の場合は、使用する製品の性能を確認できるカタログの写し等、または「子育てグリーン住宅支援事業」にて対象であることが確認できるもの
木質化改修	
i) 床、壁もしくは天井の内装仕上げ、または外部軒裏の仕上げ工事 ii) 外構の塀の工事	改修する内容が分かる図面（補助対象とする工事範囲を確認できるもので、平面図や展開図、必要に応じて仕様書等） ※耳川流域産（調達できない場合は宮崎県内産）の木材であることを証する書面（メーカーによる証明書等）が、完了報告時に必要となります。

(その他申請における注意点等)

- ▶ 診断や工事に着手したものは、交付申請ができません。交付決定通知後の着手としてください。
- ▶ 本事業では、「①耐震診断」、「②耐震改修」、「③耐風診断」、「④耐風改修」、「⑤危険ブロック塀等除却」、「⑥省エネ等リフォーム」を補助対象事業としており、同時申請が可能です。手続き上、①と②、または③と④の同時申請はできません。
- ▶ 同時申請でない場合に補助対象事業を追加するときは、変更承認申請（既申請分が完了していない場合）または、改めて交付申請（既申請分が完了報告まで済んでいる場合）により申請することが可能です。
- ▶ ①～⑥については、対象事業の要件から、交付申請は原則 1 回限りとなります。（②は耐震改修工事、一次耐震改修工事、二次耐震改修工事について各々 1 回。⑥は年度要件があり要綱参照）
- ▶ 交付申請は、予算の上限に達した時点で受付終了となります。
- ▶ 補助対象部分の金額がわかる内訳書（見積書）や、改修内容が分かる図面等の添付が必要となりますので、見積り時に事業者（契約をする診断者や施工者）へ依頼するなど、ご検討をお願いします。また、完了報告時に必要な書類についても事前に確認をお願いします。
- ▶ 診断を除く②、④、⑤、⑥について、補助対象部分を重複することはできません。
- ▶ 本事業の「①耐震診断」、「②耐震改修」、「③耐風診断」、「④耐風改修」、「⑤危険ブロック塀等除却」は、補助金の一部に国費（住宅・建築物安全ストック形成事業）を活用しています。国の「子育てグリーン住宅支援事業」等との併用等の可否については、申請者や事業者により直接確認してください。
- ▶ 本事業の「⑥省エネ等リフォーム」は、市の単独費による事業で、国費の活用はありません。
- ▶ 本事業の「②耐震改修」や「⑥省エネ等リフォーム」の改修工事を実施する場合に、補助対象部分の工事を行うために必要な範囲での撤去や下地工事等も補助対象とすることができます。ただし、補助対象経費として重複する申請はできません。
- ▶ 交付要綱第 5 条第 2 項に規定する助成制度等（介護保険法に規定する居宅介護住宅改修費や介護予防住宅改修費、その他市の助成制度等）により補助対象事業に要する費用を受給した方、または受給する方は、交付申請をすることができません。ただし、当該助成制度等の助成等の対象とならない事業で、補助対象事業に該当する場合はこの限りではありません。
- ▶ 子育て対応改修の設備設置工事において、キッチンセットの一部のため補助対象部分の内訳の算出ができない場合等については、按分による算出とすることもできるものとします。ただし、やむを得ない場合に限るものとし、不明な場合には事前に問い合わせ先への相談をお願いします。

事業計画の変更

(提出書類)

事業計画を変更する場合に提出する書類は、次のとおりです。

- 補助事業計画変更承認申請書（様式第3号）
- 変更事業計画書（事業の区分ごとに参考任意様式を参照）
- 関係書類 下表の共通の欄の書類、及び事業の区分に応じて記載する書類
（共通の欄の委任状、同意書については、参考任意様式を参照）

関係書類（事業計画の変更承認申請時）

共通（事業の区分によらず共通の書類）	
委任状（変更がある場合）	
補助事業の実施に関する同意書（所有者に変更がある場合）	
補助対象住宅の所有者が確認できる書類（所有者に変更がある場合）	
変更見積書の写し（補助対象経費又は対象外経費に変更がある場合） ^{*1}	
その他市長が必要と認める書類	
耐震改修	
改修計画後の変更耐震診断報告書（変更がある場合）	
耐風改修	
変更後の改修内容がわかるもの（変更がある場合）	
危険ブロック塀等除却	
配置図・立面図（変更がある場合）	
省エネ等リフォーム	
現況写真（変更する補助対象部分がわかるもの）	
変更図面（補助対象となる改修内容がわかるもの）	
使用する製品等が補助対象要件を満たすことを確認できるもの（変更がある場合）	

※提出書類に不足等がある場合は、受付や変更承認ができないことがありますので、注意してください。

※省エネ等リフォームの場合の関係書類のうち、「図面」及び「使用する製品等が補助対象要件を満たすことを確認できるもの」については、交付申請時の詳細に準じます。

*1 補助事業の区分（複数の申請をする場合）や、リフォームの区分（省エネ等リフォームの場合）ごとの補助対象経費が分かるものとしてください。

完了報告

(提出書類)

完了報告時に提出する書類は、次のとおりです。原則、補助対象事業の完了から 30 日以内かつ申請した年度の 2 月末日までに提出してください。

- 補助事業完了報告書（様式第 8 号）
- 事業実績報告書（事業の区分ごとに参考任意様式を参照）
- 関係書類 下表の共通の欄の書類、及び事業の区分に応じて記載する書類
（共通の欄の委任状については、参考任意様式を参照）

関係書類（完了報告時）

共通（事業の区分によらず共通の書類）	
委任状（申請時に委任している場合を除く） 契約書の写し 内訳書（補助対象経費と対象外経費がわかるもの。耐震診断及び耐風診断を除く）*1 その他市長が必要と認める書類	
耐震診断	
耐震診断報告書	
耐震改修	
工事監理業務報告書 工事写真	
耐風診断	
耐風診断報告書 状況写真	
耐風改修	
改修結果報告書 工事写真（告示への適合が確認できるもの）	
危険ブロック塀等除却	
完了写真（着工前写真と比較ができるもの）	
省エネ等リフォーム	
工事写真（改修した補助対象部分がわかるもの。詳細について次ページを参照） 交付申請をした製品の型番等について確認できるもの（納品書等。詳細について次ページを参照）	

※提出書類に不足等がある場合は、受付や交付確定ができないことがありますので、注意してください。

*1 補助事業の区分（複数の申請をする場合）や、リフォームの区分（省エネ等リフォームの場合）ごとの補助対象経費が分かるものとしてください。

（省エネ等リフォームの場合の提出書類について）

省エネ等リフォームの場合の関係書類のうち、「工事写真」については、改修した補助対象部分がわかるものとし、交付申請時に添付した改修前の写真と比較できる完成後の写真や、完成後に見えなくなる補助対象部分（断熱材等）がある場合は、施工したことを確認できる施工状況等の写真も提出してください。

「交付申請をした製品の型番等について確認できるもの」については、下表のとおりです。

省エネルギー化改修	
i) 開口部の断熱改修	交付申請時に添付した製品の型番等について、使用したことを確認できる納品書等、または設置後の型番等を確認できる写真
ii) 外壁、屋根・天井または床の断熱改修	交付申請時の図面に記載した断熱材の名称等について、使用したことを確認できる納品書等、または設置後の名称等を確認できる写真
iii) エコ住宅設備の設置	交付申請時に添付した製品の型番等について、使用したことを確認できる納品書等、または設置後の型番等を確認できる写真
子育て対応改修	
i) 設備設置工事	交付申請時に添付した製品の型番等について、使用したことを確認できる納品書等、または設置後の型番等を確認できる写真
ii) キッチンセットの交換を伴う対面化改修	必須設備があることを確認できる納品書等、または設置後の型番等を確認できる写真
バリアフリー改修	
手すりの設置 段差解消 廊下幅等の拡張 衝撃緩和畳の設置	設備や衝撃緩和畳については、交付申請時に添付した製品の型番等について、使用したことを確認できる納品書等、または設置後の型番等を確認できる写真
木質化改修	
i) 床、壁もしくは天井の内装仕上げ、または外部軒裏の仕上げ工事 ii) 外構の塀の工事	耳川流域産（調達できない場合は宮崎県内産）の木材であることを証する書面（メーカーによる証明書等）

(提出書類)

補助金の請求時に提出する書類は、次のとおりです。交付確定通知を受けた日から 10 日以内に提出してください。契約事業者による補助金の代理請求と代理受領も可能です。

- 補助金交付請求書（様式第 10 号）
- 補助金代理請求及び代理受領に関する委任状（委任する場合。参考任意様式を参照）